

一般社団法人日本健康相談活動学会 委員会規程

(委員会の設置)

第1条 定款第44条に定める委員会について、次の委員会をおく。ただし、必要な場合には、理事会の決議により新たな委員会を設けることができる。

- 一 総務委員会
- 二 研修運営委員会
- 三 学術研究委員会
- 四 編集委員会
- 五 子ども健康相談士資格認定委員会
- 六 選挙管理委員会（随時）

2 委員会の長については、理事長が理事の中から指名し、理事会の承認を得て委嘱する。なお、選挙管理委員会の長は委員の互選とし、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。

3 委員会の委員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。※定款30条役員の任期参照

4 委員会の委員は理事の中から理事長が委嘱する。ただし、委員長の判断により、理事以外の正社員から委員の登用が必要な場合には、理事会の承認を得て、委嘱できるものとする。

(総務委員会の役割)

第2条 総務委員会は定款第3条に定める事業のうち、次の事項を行なう。

- (1) 会員の入退会管理を含む事務局運営に関する事項
- (2) 諸規定の整備
- (3) 議事録の管理
- (4) 予算・決算の起案と会計に関する事項
- (5) 社員総会および理事会等の運営準備
- (6) 理事選挙に関する庶務
- (7) 一般社団法人の登記に関する事項
- (8) 学会ホームページの管理・更新
- (9) メール等を活用した会員への情報提供
- (10) その他、学会運営に必要な庶務に関する事項

(研修運営委員会の役割)

第3条 研修運営委員会は定款第3条に定める事業のうち、次の事項を行なう。

- (1) 健康相談活動・健康相談における養護教諭の実践、養成教育および現職教育に関する研修の企画および運営
- (2) 夏季セミナーの企画および運営
- (3) その他、学会運営に必要な研修運営に関する事業

(学術研究委員会の役割)

第4条 学術研究委員会は定款第3条に定める事業のうち、次の事項を行なう

- (1) 健康相談活動・健康相談における養護教諭の実践、養成教育および現職教育に関する学術研究の推進
- (2) 助成金研究の支援
- (3) その他、学会運営に必要な学術研究に関する事業

(編集委員会の役割)

第5条 編集委員会は定款第3条に定める事業のうち、次の事項を行なう

- (1) 「日本健康相談活動学会誌」の発刊
- (2) その他、学会誌等の編集および発行に関する事項

(子ども健康相談士資格認定委員会の役割)

第6条 子ども健康相談士資格認定委員会は定款第3条に定める事業のうち、次の事項を行なう

- (1) 健康相談活動・健康相談における養護教諭としての資質・能力の向上に関する資格認定関係諸規程に関する事項
- (2) 子ども健康相談士資格認定の審議及び登録に関する事項
- (3) その他、子ども健康相談士資格認定に関する事項

(選挙管理委員会の役割と委員の選出)

第7条 選挙管理委員会は定款第3条に定める事業として、次の事項を行う。

- (1) 理事候補者の選出に関する事項
- (2) 選挙期日の決定、選挙権及び被選挙権を有する者の名簿の公表、選挙結果の公表

2 選挙管理委員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 選挙管理委員は、別に定める規程に基づいて理事会が推薦する。
- (2) 選挙管理委員は、役員改選の前年度の理事会において承認を受ける。
- (3) 選挙管理委員は、選挙権及び被選挙権を有する。
- (4) 選挙管理委員長は、選挙管理委員の互選とする。
- (5) 選挙管理委員の任期は、選挙結果の公表をもって終了とする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(附則) この規程は2023年12月3日に制定し、同日より施行する。

(附則) この規程は2024年4月19日に制定し、同日より施行する。